

新しい料金形態について

パルテノン多摩は、2022年7月にグランドオープンを機に、利用料金形態を変更します。

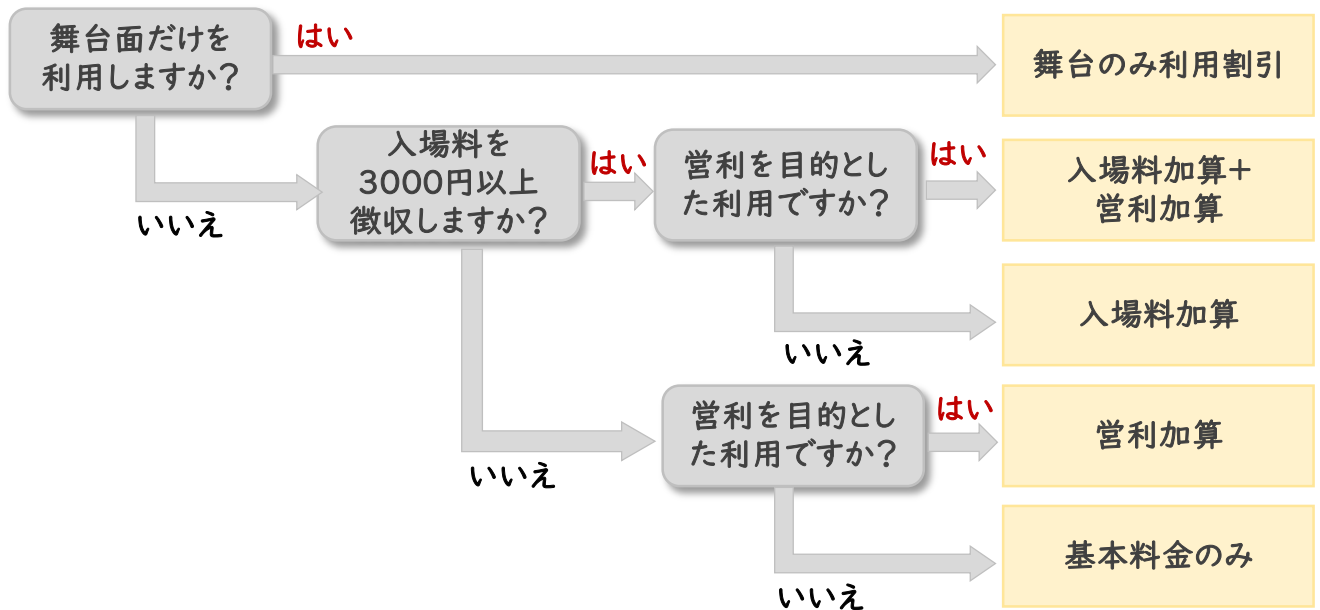
新しく、「市外料金加算」「営利加算」が設定され、「入場料金加算」の条件が変更になります。これまでと異なる料金制度・条件となりますので、利用者様にて申請時にお間違えのないよう、以下ご説明文章を作成しました。

なお、以下の利用料金簡易チャートを含め、ここには簡易化した情報を掲示しております。詳細は、以下HPの「貸館利用案内」を必ずご確認ください、利用申請をお願い申し上げます。

パルテノン多摩HP [トップ](#) ▶ [お知らせ](#) ▶ [施設予約システムはこちら](#)

利用料金簡易チャート

利用申請時に、特にお気をつけいただきたい料金加算について、ホール利用を例に、案内チャートをご用意しました。入場料を3,000円以上徴収する場合、営利を目的とした利用を行う場合、料金加算がございます。該当する条件については、次のページにて詳細を記載します。



利用申請時のご注意事項

利用料金形態について、利用者の皆様にとってご不明な点が多いことが想定されるため、2021(R3)年6月の利用受付開始から半年間程度は、「入場料加算」「営利加算」は施設予約システムで選択できないようにいたしております。

利用確定後に、職員よりお電話にてご利用内容をお伺いし、入場料加算／営利加算が適用されるかどうかをご説明させていただきます。

施設予約システムか
事務所窓口にて利用申請

利用確定後に
加算適用についてご説明

確定した利用料金額で
お支払い(銀行振込/窓口)

再開館後の利用料金形態について②

1、市内の方と市外の方で利用料金が異なります(市外料金加算)

休館前は、基本料金のみで、市内の方も市外の方も同じ施設利用料金でした。
再開館後は、新しく市外利用料ができ、最大30%が加算されます。
多摩市の公共施設として、市民の方が低い料金で利用できるように設定されています。

例：大ホールを土曜日に終日利用したい
市民団体・個人の場合：基本利用料(市内利用料) 335,300円
市外団体・個人の場合：市外利用料 435,900円



・団体利用：多摩市在住・在勤・在学の方が団体構成員の半数未満の場合は、市外団体となります。
・個人利用：多摩市在住・在勤・在学ではない方が利用する場合は、市外個人となります。

◇ 詳細：貸館利用案内P. 3 参照

2、入場料を徴収する利用は利用料金が割増しになります(入場料金加算)

再開館後は、新入場料金(チケット料金、参加費、聴講料など)による利用料金加算が変更になります。

- ・入場料の最高額が1人あたり3,000円以上5,000円未満であるとき 基本利用料の50%
- ・入場料の最高額が1人あたり5,000円以上であるとき 基本利用料の100%

例：①市内団体ですが、大ホールを金曜日に終日利用したい。チケットはS席5,000円、A席4,000円。
→ 平日全日基本利用料256,300円+入場料加算100%256,300円=536,600円
②市内団体ですが、大ホールを金曜日に終日利用したい。チケット料金は全席4,000円です。
→ 平日全日基本利用料256,300円+入場料加算50%128,150円=384,450円



・利用料金加算は、基本利用料(市内利用料)に加算されます。
市外団体の方も、市外料金ではなく市内料金に加算されますのでお気をつけください。

◇ 詳細：貸館利用案内P. 7 参照

3、営利を目的として利用する場合には、利用料金が割増しになります(営利加算)

休館前は、施設を営利目的で利用する方も、非営利で利用する方も、同じ利用料でした。
再開館後は、興行、物販、営業目的などで施設を利用する場合は、基本料金の100%が加算されます。

例：市外団体ですが、小ホールで平日の午前・午後を使って着物の講演会と販売会を開催したい。
→ 平日午前・午後 市外利用料 39,800円+ 営利加算 30,700円= 70,500円



・利用料金加算は、基本利用料(市内料金)に加算されるため、上記の例では、小ホール午前・午後の基本利用料である30,700円が加算されています。
・営利団体とみなす団体例、具体的な判断方法、営利目的に該当する事例など、具体的なご説明を、貸館利用案内に記載しております。

◇ 詳細：貸館利用案内P. 7 参照

～ お問合せ ～

この再開館後の用料金形態については以下にお問合せくださいませ

パルテノン多摩共同事業体 運営企画課
TEL. 042-375-1414 / FAX. 042-376-9191
Mail: info@parthenon.or.jp